

埼玉県 寄居町議会

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

【議員報酬改定の検討の背景】

若年の勤労世代が町村議会議員になりにくく、広範な民意反映に支障をきたしている状況が見られ、町村議会議員の「なり手不足」は大きな課題となっています。また、議員報酬の低さにより、専業で町村議会議員の仕事を担うことが難しい現状もあります。

平成31年の統一地方選挙では、町制施行以来、初めて「無投票」になりました。無投票の原因は、議員報酬の低さだけではないと考えますが、寄居町議会でも喫緊の課題と捉えました。

また、深刻化する町村議員のなり手不足をめぐり、全国町村議会議長会は、原因や対策をまとめた報告書を公表しました。議会の役割の周知や報酬の引き上げのほか、低割合にとどまる女性議員を増やすことが不可欠だとし、全国の町村議会に周知を図っています。これらのことから、寄居町議会も「なり手不足」の解消のその一つ的手段とし「議員報酬の改定」の検討を始めました。

【議会改革検討委員会で検討】

議員報酬の改定についての検討は議会改革検討委員会を担当委員会とし、1回目の委員会を令和6年6月に開催しました。委員会ではスケジュール及び報酬の算定方式について委員の意見を聞き、スケジュール(案)及び議員報酬額の算定(原価方式の算定モデル)(案)を作成しました。

2回目の委員会(8月開催)では、原価方式は活動量を示すことが必要なことから議会・議員活動の範囲の確認を行いました。また、議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけではなく、町民の意見を聴取した上で決定するという議会基本条例の規定に基づき、町民で組織する「議会議員報酬検討委員会」を設置すること及び議会議員のハラスメントに対応するとともに多様な人材が参加しやすい環境を整備するため「ハラスメント防止条例」を制定することを決定しました。

3回目の委員会(11月開催)では議会議員報酬検討委員会の委員構成を決定し、寄居町議会議員報酬検討委員会設置要綱の制定等議会議員報酬検討委員会の設置に向けた準備を進めました。

なお、委員会開催後は議員全員協議会へ委員会の決定事項の報告を行い、議員から意見の

聴取を行っています。

また、他自治体の優れた議員報酬の改定の事例を学び、自町の検討に活かすために茨城県つくば市及び宮城県大和町へ行政視察を行いました。

【議会議員報酬検討委員会の設置】

令和7年1月に議会議員報酬検討委員会を設置しました。委員は18名で、区長会、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員協議会、男女共同参画推進懇話会、PTA、商工会、スポーツ協会及び20～30歳代の町民で構成しています。

第1回、第2回委員会で議会の仕組みと役割及び活動、埼玉県内のほか全国の町村の報酬額の状況等の説明を行い、議会の理解を深めました。

第3回委員会では、議会又は議員について及び議員報酬について、さらに理解を深める必要があると考え大学の教授を招いて研修会を実施しました。研修会終了後、委員を3～4人の小グループに分け「議員・議会に求めるものは?」、「議員になるための課題」をテーマとしてグループで意見交換を行いました。各グループでまとめた意見は委員会内で共有を図るためにグループ発表を行っています。第4回委員会では、引き続き「議員の活動量、議員報酬をどう考えるか?」をテーマに小グループで意見交換を行い、グループ発表を行いました。

第5回の委員会では「議員報酬をどのようにしたらよいか」について委員の意見を聞き、委員会の方向性を決定しました。今後開催される第6回委員会では議長への答申の内容について確認を行い、後日議長へ答申する予定です。

【議会ハラスメント防止条例の制定】

議員間のハラスメント及び議員から職員に対するハラスメントを防止することで、議員及び職員の個人としての尊厳が尊重され、良好な職務環境を確保し、公正性、公平性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を行い、多様な人材の参加を目指すため、議会改革検討委員会で条例(案)を策定し、議員全員協議会へ説明を行いました。議員全員協議会において制定することが決定され、令和6年12月定例会に議員提案で上程し、議決後、町村では埼玉県内初となる12月3日に条例を公布しました。

また、議員全員を対象に講師を招きハラスメント研修も実施しました。

【今後】

議会改革検討委員会では、議員報酬の現状と課題を整理し、議会議員報酬検討委員会の答

申を踏まえた今後の議員報酬の適正な在り方など、さまざまな観点から調査検討を重ねてきた内容について報告書を作成し、町長へ議員報酬の改定について報告書を提出する予定です。